

「Q&A 贈与税・相続税の事業承継税制の実務 詳解」

- 1 本書の校了後における公表資料に次のものがありますので、ご確認ください。
  - (1) 「令和元年度 税制改正の解説」(R1.7.3 財務省HP掲載)
  - (2) 改正措置法通達(令和元年7月2日付「相続税法基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」(R1.7.8 国税庁HP掲載))
  - (3) 「相続税の申告のしかた(令和元年分用)」、相続税関係の様式など(R1.7.1 国税庁HP掲載)
  
- 2 問151・670頁などに関連する改正措置法通達に次のものがあります。
  - (1) 措置法通達70の7の5-23《特例贈与者が死亡した場合の免除等に関する取扱いの準用》(一部改正)

特別な減免措置Ⅱの適用による免除を受けたケースについて、その贈与者の相続開始があった場合に関する適用関係が整理されています。

具体的には、相続時精算課税を適用していた事案に関して、当該規定の適用が排除される場合における「免除を受けた猶予中税額に対応する部分」の算定方法が整理されています。
  - (2) 措置法通達70の7-37の4《免除を受けた経営承継受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用》(一部改正)

相続時精算課税を適用していた事案で免除を受けたケースについて、「当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」(措法70の7⑨)、すなわち、相続時精算課税の規定に基づくみなし規定(相続税の課税価格への算入)の適用対象にならない部分(対象株式)について、免除のケース別に、それぞれに対応した税務処理が整理されています。

なお、この定めは、上記(1)の通達において準用され、特例制度にも適用されます。
  - (3) 措置法通達70の7の3-2《贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した対象受贈非上場株式等》(一部改正)

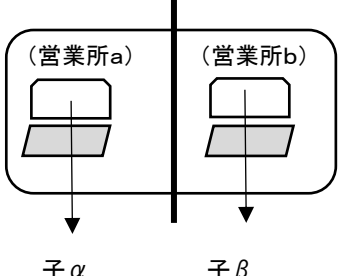
贈与者の相続開始前に猶予中税額の全部又は一部が確定している場合(猶予期限が確定している場合)について、①暦年課税を適用した場合と②相続時精算課税を適用した場合の二つに分けて、みなし相続に係る税務処理が整理されています。

なお、この定めは、措置法通達70の7の7-3《70の7の3関係通達の準用》によって、特例制度にも適用(準用)されます。
  - (4) 措置法通達70の7の7-1《措置法第70条の7の7第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例対象受贈非上場株式等の価額の計算》(一部改正)

措置法第70条の7の7第1項のみなし相続規定によって相続等により取得をしたものとみなされる対象株式の価額の計算方法について、①猶予税額の再計算の特例や②特別な免

除措置Ⅱの適用があったケースを織り込んで整理されています。

- 3 個人版事業承継税制に関する措置法通達70の6の8-13《贈与者の事業の用に供されていた資産》(新設)の(注)2により、「贈与者の営む一の事業を、2人以上の受贈者がそれぞれ別の事業として承継をする」ケースへの本制度の適用が前提となっていることを確認できます。このため、問191の〈図表348〉・「③複数の営業所(同一事業:その2)・869頁の記述を次のとおり改変します。

<p>③複数の営業所(同一事業:その2)</p>  <p>子α                  子β</p>	<p>① 上記②の①に同じ。</p> <p>② 子αと子βが、その事業を引き継ぐことになったが、営業所a及びbそれぞれに分け、それぞれ別の事業として特例事業用財産の贈与を受けた(同一年中)。→【本制度の適用可】</p> <p>※ 一の事業に係る特定事業用資産について、全て(一括して)承継していない(贈与を受けていない)場合には、本制度の適用ができません。</p>
<p>しかしながら、贈与者に係る一の事業であっても、それぞれ別の事業として承継(贈与)した場合、本制度の適用が可能です。なぜなら、措置法通達70の6の8-13《贈与者の事業の用に供されていた資産》の(注)2の取扱いは、このような承継への適用を前提としているからです。なお、「別の事業」に関する具体的な取扱いについて注意する必要があります。</p>	

(以上)  
【塩野入 文雄】